

広報むなかた

むなかた タウンプレス

宗像市公式ホームページアドレス
<http://www.city.munakata.lg.jp/>
メールアドレス
koho@city.munakata.fukuoka.jp

発行：宗像市 〒811-3492 福岡県宗像市東郷 1-1-1
代表：総務課 ☎0940-36-1121 FAX 0940-37-1242
編集：情報政策課広報編集係
☎0940-36-1055 FAX 0940-34-2002

毎月1日・15日発行

今月の紙面から

平成23年5月15日号

地域の拠点施設 池野地区と岬地区のコミュニティ・センターが開館	4
リユース(再利用)の輪を広げよう、「こねつのもつたないコーナー」	5
毎日体操、安全・安心 健康と省エネのまち葉山、「健康むなかた21」	16
早めの申請を 介護保険負担限度額認定	2
高齢者ひとり暮らし宅へ防火指導訪問、「まるごと女性消防団員」	3
金が出た! 宗像は黄金のまち、「時間旅行ムナカタ」	6
みんなが幸せに生活できるまちづくりを、「メッセージ」	9
買い物弱者を支援します 宅配サービス一覧(保存版)	11~12
悩みを解決・軽減したい 在宅介護者の会ひまわり「協働のまちづくり」	15

1~4	5	6・7	7・11~15	8	9・10	15	16
行政	環境	学びの里	お知らせ	カレンダー	男女共同参画	市民協働	健康・福祉



釣堀での体験を楽しむ子どもたち

島民あげて 事業を成功させたい

大島海洋体験施設「うみんぐ大島」は、福岡県が大島港に隣接する約5万平方メートルの海域に建設したもので、管理・運営は市が指定管理制度に基づいて実施します。「うみんぐ大島」には、長さ300メートルの防

波堤や釣堀6区画などの釣り施設のほか、磯観察やシーカヤックなどの体験ゾーンやプレジャーボート係留施設などが整備されています。竣工式で谷井博美市長が「豊かな自然に恵まれた大島は、歴史豊かな島です。島の活性化のため、施設の機能を最大限活用して大島を広く知ってもらうとともに、漁業振興や魚食普及に努めたい」とあいさつ。

島歩きを満喫 「大島散歩日和マップ」

大島の島民で構成する「元気な島づくり事業推進協議会」が、大島をまるごと満喫できる島歩きマップ「大島散歩日和マップ」を作成しました。マップには、大島港周辺の街並みや大島の主な行事、季節の花や特産品などを紹介。大島渡船



大島海洋施設「うみんぐ大島」の竣工(しゅんこう)式が4月3日、同施設で開かれ、国や県、市の関係者、釣り関連企業、地元関係者ら約200人が参加して施設の完成を祝いました。問い合わせ先 地域活性化推進室 ☎(36) 17255

決意を新たにしました。式典後、日本釣振興会の協力で、大島小学校の児童らがアラカブ(カサゴ)の稚魚5000匹を放流し、魚の保護・増殖を願いました。



完成した「大島散歩日和マップ」



島活性化の起爆剤に うみんぐ大島 完成

ターミナルや市役所地域活性化推進室の窓口などで配布しています。新緑の季節、家族や友達と一緒に大島を訪れ、マップを持ってのんびり観光してみたいいかがですか。

たにいいブログ・フォト日記

広報紙15日号で毎月、市ホームページ=<http://www.city.munakata.lg.jp/>に掲載している市長ブログを紹介しています。
■問い合わせ先 秘書課 ☎(36)0890



一緒にクライム「ゼロ」を目指して取り組みましょう

4月11日(月)、宗像警察署で開かれた「クライム「ゼロ」2011」の車両部隊出陣式に出席しました。宗像警察署では「クライム「ゼロ」」をスローガンに、地域、行政、警察が一体となって、犯罪の起きにくいまちづくりを推進しています。この取り組みは、窃盗事件の増加を受けて20

09年10月に開始。昨年は、宗像警察署管内の刑法犯認知件数が過去10年で最低の1487件、凶悪犯罪は「ゼロ」という結果でした。出陣式では、新学期を迎えるにあたり、交通事故防止や不審者対策を重点に街頭パトロールを展開しようとして、パトカーや白バイ、各地区のコミュニティや市民のみなさんが自主運用する青色回転灯を搭載した「青色パトロールカー」が管内巡回へ出動しました。警察のみなさんをはじめ、地域のみなさんのこうした活動は、私の目指す「安全・安心のまちづくり」の大きな支えとなつていきます。あらためて感謝申し上げます。

子ども手当は 引き続き支給されます

子ども手当は、4月から9月までの6カ月間、これまでと同じ月額1万3,000円が引き続き支給されることになりました。

- 支給金額 子ども1人につき、月額1万3,000円
- 支給対象 0歳から中学校卒業(15歳到達後の最初の3月31日)まで
- 支給月
▽6月(2月分~5月分)
*3月に中学校を卒業した子どもは、2月分~3月分
▽10月(6月分~9月分)
- 申請手続き
①受給中の人で、支給対象となる子どもの数に変更がない人は、手続きの必要はありません
②次に該当する人は申請手続きが必要です
▽出生などで、新たに養育する子どもが増えた人
▽受給中の人で、他の市町村から引っ越してきた人
▽公務員になった人(所属事務所での手続きも必要)
- 注意事項
▽6月の現況届の提出は不要。ただし、10月に届け出や申請などが必要になることがあります
▽法改正で制度内容に変更がある場合は、受給者への個別通知や広報紙などでお知らせします

■問い合わせ先
子ども家庭課子ども福祉係 ☎(36)1151

